

## 小規模保育事業の認可について

平成31年4月1日に設置予定の小規模保育事業の認可について、豊岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊岡市条例第43号）、豊岡市家庭的保育事業等の認可等に関する規則（平成28年豊岡市規則第47号）及び関係法令等に基づいて審査しています。

管理者について現在のところ未定ですが、その要件を満たす管理者を置くとされており、認可申請の内容は認可基準を満たす見込みです。

つきましては、当該事業を認可するにあたって、児童福祉法第34条の15第4項の規定により、豊岡市子ども・子育て会議の意見を求めます。

## 記

## 1 平成31年4月1日認可予定の小規模保育事業の概要

- (1) 施設名称 スプリングハウス保育園
- (2) 施設種別 小規模保育事業A型
- (3) 設置場所 豊岡市泉町17-26
- (4) 設置者 社会福祉法人豊友会 理事長 大岡 豊
- (5) 管理者 園長（未定）
- (6) 施設概要 自己所有物件（木造平屋建て、床面積155.79㎡）
- (7) 認可定員 3号認定15人（0歳児：3人、1歳児：6人、2歳児：6人）
- (8) 職員配置 保育士資格者
- (9) 給食提供 自園調理
- (10) 設置者の教育・保育における実績

平成10年度に社会福祉法人設立以来「チャイルドハウス保育園」を、平成27年度から「テラスハウス保育園」を、また平成29年度から「スマイリーハウス保育園」を運営し、地域への貢献を果たしていくことを基本理念として、一人ひとりを大切にしたい教育・保育を実践している。

また設置者は、神戸市及び関東圏に認可保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業など幅広く教育・保育関係に携わっている。

## 児童福祉法（抜粋）

第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

3 （略）

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

5～7 （略）